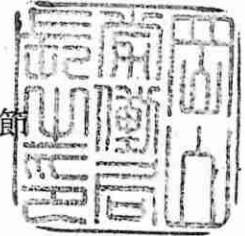




岡労発基0704第3号
令和5年7月4日

岡山地方最低賃金審議会
会長 益田 佐和子 殿

岡山労働局長
成毛 節



岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。